

# ADS-BT for Vectorworks 年間有償サポート契約 申込書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

生活産業研究所株式会社では、ADS-BT for Vectorworks の有償年間サポート契約 (随意契約) をご用意しております。

有償年間サポート契約をご契約頂くと下記のサービスが受けられます。

◆有償年間サポート契約のサービスについて

サポート専用フリーダイヤル電話回線のご利用が可能です。

サポートサービスのご提供時間は、祝祭日、振替休日、弊社が指定する日を除く

10:00~12:00、13:00~17:00 までとなります。

※バージョンアップ費は別途必要となります。

※スタンドアロン版の年間サポート契約は、ADS-BT for Vectorworks 管理番号毎の契約となります。

※ネットワーク版の年間サポート契約は、購入ライセンス分の金額が必要となります。

※既にネットワーク版をお持ちの方でライセンスを追加される場合も、年間サポート契約料はライセンス分の金額が必要となります。

年間サポート契約をご希望の場合は、本申込書に必要事項をご記入頂き、お申込みください。

年間サポート契約をお申込された方へは後日、弊社より ADS-BT for Vectorworks 年間有償サポート契約登録証等を送付させていただきます。

※本書の内容に関しては、予告なく変更することがあります。

..... **ADS-BT for Vectorworks 年間有償サポート契約** .....

内容をご確認の上 ✓ してください

**サポート提供元：生活産業研究所株式会社**

**個人情報の取扱いに関して に同意する** (※別紙をご覧ください)

**年間サポート契約 約款 に同意し申込む** (※別紙をご覧ください)

■お申込日	年 月 日		
■ADS-BT 管理番号	※ADS-BT for Vectorworks を既にお持ちの方は必ず記載して下さい。(新規購入の方は未記入)		
■会社名			
■部署名		■担当者名	
■住所	〒		
■TEL		■FAX	
■E-Mail アドレス			

※スタンドアロン版の年間サポート契約は、ADS-BT for Vectorworks 管理番号毎の契約となります。

※ネットワーク版の年間サポート契約は、購入ライセンス分の金額が必要となります。

購入に関するお問い合わせ market@aanda.co.jp (エーアンドエー株式会社)

## 年間サポート契約 約款

本約款は、生活産業研究所株式会社(以下「弊社」という)が、そのソフトウェア製品についてご利用頂いているお客様に対して、「年間サポート契約」によって提供する有償サービスの内容及び条件を定めるものです。

### 第1条 (サポートサービス)

1. 弊社がお客様にご提供するサポートサービスの内容は、「電話によるサポート」、「インターネット上での情報提供」とします。
2. 「電話によるサポート」の内容は、以下の各号に定めるものとします。
  - (1) 「電話によるサポート」は、本ソフトウェアの使用についてお客様にご不明な点等が生じた場合、弊社のサポートセンターに電話をして単純な技術的サポートに関する助言を受けることができることを内容とします。お客様は、当該電話の際、「ADS-BT for Vectorworksの管理番号」を申し出ることとします。
  - (2) お客様が「電話によるサポート」を受けられる時間帯は祝祭日、振替休日、指定する日を除く月曜日から金曜日までの平日午前10時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとします。
  - (3) 「電話によるサポート」へのお客様からの質問に対する弊社による回答は、即時回答を原則とします。ただし、やむを得ない場合には、弊社がいったん回答を保留したうえで、時間を置いてサポート対応を行うことを了承するものとします。
3. 「インターネット上での情報提供」は、弊社がインターネット上において提供する本ソフトウェアの使用に関する情報を、インターネット上においてお客様が適宜確認することができることを内容とします。

### 第2条 (解除)

1. 弊社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) お客様が本契約に定める条項に違反した場合。
  - (2) 弊社から送付された請求書記載の支払期限から2週間を経過しても当該費用等を支払わない場合。
  - (3) お客様が反社会的勢力(暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人)であること又はあったことが判明した場合若しくは反社会的勢力と資本関係、取引関係、人的関係等のあること又はあったことが判明した場合。
2. 前項による解除により本契約が終了した場合、すでに支払われた年間サポート契約料は返還しないものとします。
3. 本条による解除後であっても、弊社はお客様に対して損害賠償を請求することは妨げられません。

### 第3条 (契約期間等)

1. 本契約の期間の開始はお客様が本契約に同意した日(「申込書」を送付した日)からとし、本契約期間満了日はサポート契約期間が終了した日までとします。
2. 本契約期間の開始はお客様が本申込をした日からとし、本契約期間満了日はお客様が本契約に同意した日の翌月1日から1年を経過した日までとします。
3. お客様が本契約期間の延長を希望される場合、お客様は本契約の期間満了の2週間前までに書面による本契約の更新の意思表示(以下「更新申込」といいます。)を行うよう努め、本契約の期間満了日の前日までに、更新申込の意思表示が弊社に到達し、当該到達日から2週間以内に弊社が当該更新申込に対する拒否の意思表示をしない場合、更新契約が成立するものとします。更新後の契約は原則として本契約と同一の契約内容で、本契約期間満了日の翌日から1年間延長されるものとします。なお、弊社が更新申込に対する拒否の意思表示を行ったことによって、お客様に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
4. 2回目以降の更新も前項までと同様の取扱いとします。

### 第4条 (個人情報に関する取扱)

本契約に関連して取得したお客様の個人情報の取扱いについては、別途「個人情報の取扱いに関して」と題する書面に定めるものとします。

### 第5条 (秘密保持)

1. 弊社とお客様は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から開示された情報、知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報並びに本契約の内容(以下併せて「秘密情報」といいます。)を第三者に漏えいしてはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 相手方から知得する以前に既に保有していたもの。
  - (2) 相手方から知得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となったもの。
  - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得したものの。
  - (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求されたものの。
  - (5) 秘密情報によることなく、独自で開発したものであることを証明できるもの。
2. 弊社とお客様は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報の管理を行うものとします。

### 第6条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は、日本国内の法令を準拠法とし、弊社及びお客様は本契約に起因する紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第7条 (契約分離性)

本契約のいずれかの条項の全部又は一部が違法又は無効とされたとしても、当該違法又は無効と判断された条項以外の他の条項の適法性、有効性には何らの影響も及ぼさないものとします。

### 第8条 (完全合意)

本契約及び本契約が引用する書面は、本契約に基づいたサポート契約サービスについて、お客様と弊社の合意のすべてを定めるものであり、本件に関する従前の取り決めに優先するものです。

### 第9条 (契約変更)

本契約の改訂及び変更は、当該改訂及び変更が書面によりなされ、かつ弊社が署名した場合を除き、拘束力を有しません。

### 第10条 (本契約終了後の義務)

本契約終了後においても、本契約第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条は効力を有するものとします。